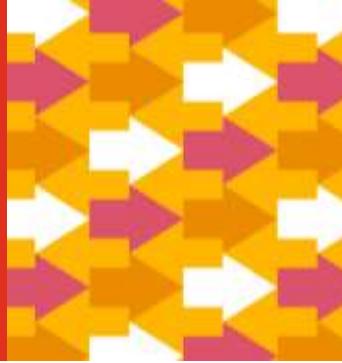


PwC Tax Insight (No.01/2023)

タイ政府がピラー2(グローバルミニマム課税)を導入するための措置を承認

Issued Date: 14 March 2023



タイ政府が、グローバルミニマム課税ルール「ピラー2」を導入するための措置を承認しました。

概要:

2023年3月7日、タイ内閣は、タイにおけるグローバルミニマム課税ルール(以下「ピラー2」)を導入するための措置を承認し、関連する政府系機関が講ずべき措置を以下の通り公表しました。

政府関連機関名	主要措置
タイ投資委員会 (BOI)	<ul style="list-style-type: none">ターゲット産業における国家競争力強化法(2017年)を改正し、ピラー2の規則に基づき徴収されたトップアップ税の税収を、ターゲット産業における国家競争力強化の基金(以下“基金”)に配分すること。適格投資家に対して、“基金”からの補助金による投資奨励措置を提案し、国家競争力強化政策委員会の承認を得ること。ピラー2の規則により生じる、投資奨励法(1977年)に対する影響を緩和するための措置を提案すること。
財務省	<ul style="list-style-type: none">トップアップ税を徴収するための、ピラー2の枠組のメカニズムを国内法上に組み込むこと。ピラー2の規則に基づき徴収された税収の50~70%を“基金”に配分すること(歳入局とBOIの間で合意される予定)。既にトップアップ税を支払った納税者の関連情報をBOIと共有すること。

閣議決定によると、ピラー2 の規則草案は 2023 年に導入案が公表され、2025 年の施行が予想されています。現段階では規則の詳細や構成要素はまだ公表されておりません。

他国の導入状況:

タイの法案は 2025 年の施行が予想されていますが、2024 年からピラー2 の枠組みに含まれるグローバル税源浸食防止(Global Anti-Based Erosion、以下「“GloBE”」)ルールが多国籍企業向けに開始される予定です。韓国では、2022 年末に“GloBE”ルールの構成要素である所得合算ルール(Income Inclusion Rule、以下「“IIR”」)及び軽課税支払いルール(Undertaxed Payments Rule、以下「“UTPR”」)を採用する国内法をすでに可決しており、2024 年 1 月 1 日を発効日としました。

特に日本、英国、EU の複数の国でも、2023 年の制定に向けて法案の準備を進めおり、“IIR”は 2024 年の適用、“UTPR”は 2025 年の適用が予定されています。

香港とシンガポールも最近の予算発表で、2023 年に“GloBE”ルールと国内トップアップ税を導入し、2025 年 1 月 1 日以降に始まる会計年度から適用することを表明しています。

PwC の見解:

タイ政府にとって、BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトにおけるピラー2 ルールへの対応が重要な優先事項と考えられます。なぜなら、タイに本社を置く多国籍企業及び海外の多国籍企業の両方に対して影響があり、海外からタイへの直接投資に対する税制優遇措置に影響を与えることになるからです。

本件に対して未対応、あるいは対応を遅らせることは、タイの税務当局が、規則をより迅速に導入する他国・地域へ、徴収の権利を移すことになります。したがって、ピラー2 の規則がいち早く導入されることが期待されます。

しかし、タイの国内法がいつ導入されるかにかかわらず、適用の対象となることが予想される多国籍企業への影響は避けられません。適用対象となる多国籍企業グループは、ピラー2 の規則を遵守するため、今後予想される財務的・事務的な影響と、業務上の準備体制を評価することが推奨されます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



**Paul Stitt
Orawan Phanitpojjamarn
Sukrit Srisakulchawla**

日本企業部 (Direct Telephone)

**魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com**

**武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com**

**松永 大輔
(0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)
daisuke.m.matsunaga@pwc.com**

**木村 洋平
(0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)
yohei.a.kimura@pwc.com**

**福井 情美
(0 2844 1321)
motomi.fukui@pwc.com**

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。



© 2023 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 152 countries with over 327,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.